

「山口県環境基本計画（「生物多様性やまぐち戦略」部分）」（概要）

戦略改定の背景と位置付け

1 生物多様性を取り巻く情勢

(1) 新たな世界目標

- ・COP15（令和4年12月）において、愛知目標に次ぐ新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を採択
- ・2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30などの目標を設定

(2) 国の取組

- ・新たな世界目標実現のため、生物多様性国家戦略を改定
- ・30by30目標達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定

2 計画の位置づけ

生物多様性基本法に基づく法的計画（努力義務）として県環境基本計画（計画期間令和3年度～12年度）第2章第3節を「生物多様性やまぐち戦略」として位置付け

現状と課題

現状	課題
自然公園等の法令等に基づく陸域の保護地域の割合14.2%	30by30目標達成に向けては「自然共生サイト」への登録促進が必要
県内の自然公園には全国に誇れる景勝地が存在 県内自然公園利用者は減少傾向	山口ならではのアウトドアツーリズムの推進など、豊かな自然を活かした地域活性化の強化が必要
シカの生息数が増加 野生鳥獣に関する感染症が発生	野生鳥獣の管理対策の強化や感染症の監視等の取組が必要
生物多様性の認知度はわずかに上昇しているが目標(75%以上)とは乖離	生物多様性の認知度を向上させて、多様な主体の行動変容に繋げる取組が必要

生物多様性やまぐち戦略の目標

国家戦略における5つの戦略目標を踏まえて設定

○目標1 多様な生態系の保全と健全性の回復

保護地域内外で生物多様性の保全に資する地域の取組を推進し、生物多様性の保全と回復を図る

○目標2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化

自然資源の利用のあり方を見直すとともに、自然を活用した地域活性化の取組を推進

○目標3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践

生物多様性に配慮した社会経済への転換を図るため、その重要性を県民と共有し、生活・消費活動の変容を促進

施策展開の方向

1 多様な生態系の保全と健全性の回復

(1) 保護地域における保全

- ・自然公園等による開発や動植物の捕獲等規制
- ・自然公園管理員等による巡視や公園利用の指導
- ・国定公園や県立自然公園等の区域の再編成や拡張
- ・秋吉台国定公園の保全の推進及び山焼きの支援
- ・鳥獣保護区による野生鳥獣の保護及び生息環境の保全
- ・天然記念物の指定及び開発工事等の規制

(2) 新「自然共生サイト」の取組の推進

- 新「自然共生サイト」の登録の促進
- 新「やまぐち生物多様性センター」による地域の取組支援

(3) 希少野生動植物の保護

- ・希少野生動物種保護条例に基づく指定種の指定
- ・保護員の設置による指定種の保護

(4) 外来種対策の推進

- ・特定外来生物の生息、生育状況、影響の把握
- ・「外来種リスト」による普及啓発
- ・県民への外来種被害予防3原則の普及啓発
- ・多様な主体との連携による県内に定着した外来種の防除
- ・ヒアリ類の早期発見、早期防除の取組
- 新条件付特定外来生物の適切な飼育、取扱いに係る普及啓発

(5) 気候変動対策の推進

- ・地球温暖化対策実行計画に基づく気候変動対策の実施

(6) 開発事業等における配慮

- ・開発事業等の環境影響評価等を通じた環境配慮の推進
- ・農用地の基盤整備での水と生態系ネットワーク保全の推進
- ・道路事業における環境や野生動植物への影響の考慮
- ・河川整備における野生動植物へ配慮した事業実施
- ・海岸整備における野生動植物へ配慮した事業実施
- ・港湾整備における環境へ配慮した事業実施
- ・都市公園整備事業等による緑地の保全

(7) 身近な緑の保全・創出

- ・都市公園の環境整備及び公共施設の緑化推進
- ・緩衝緑地整備、休閑地や遊休地等の緑化推進

(8) 水質（清流）の保全

- ・森林、河川や海の保全による水質の浄化維持
- ・生活排水処理施設の整備促進及び生活排水対策の推進
- ・廃棄物適正処理、不法投棄の指導等による水質汚染防止

2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化

(1) 新自然を活用した地域づくりの推進

- ・河川流域における特色のある地域づくりの推進
- ・エコツーリズム等による地域づくりの取組の支援
- ・民間基金等を活用した民間団体による保全の取組の支援
- ・ジオパーク認定に取り組む市町への必要な助言等の実施

新山口ならではのアウトドアツーリズムの推進

新藻場保全によるJブルークレジットの活用推進

新J-クレジット制度を活用した森林整備の促進

新地域の農林水産物を活用した商品の開発と地域の活性化

(2) 新野生鳥獣の保護・管理

- ・鳥獣保護管理事業計画等に基づく効果的な保護管理の推進

- ・誘因物管理による人と鳥獣のすみ分けとシカ捕獲対策の強化
- ・野生鳥獣による農林業被害の軽減

・捕獲の担い手確保・育成

新野生鳥獣に関する感染症の監視体制の強化

(3) 新環境に配慮した農林水産業の促進

- ・肥料・農薬の適正使用啓発や家畜排せつ物の堆肥利用促進
- ・自然環境に配慮した農業の推進

新県産飼料生産・利用拡大、環境負荷軽減飼料の生産拡大の推進

・「山口型放牧」による中山間地域等の遊休農地の有効活用

(4) 豊かな森林づくりの推進

- ・森林の活用と計画的な整備
- ・林業後継者の育成、県産木材の需要拡大
- ・森林を社会全体で支える取組の促進

(5) 里山・里海の保全・再生

- ・県民参加の里山活動の推進
- ・里海の保全・再生と海岸保全の普及啓発や美化活動の推進

3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践

(1) 新生物多様性の理解促進

- ・生物多様性の重要性の情報発信
- ・希少野生動植物種保護支援員による取組促進
- ・関係機関等の連携による普及啓発と保全活動への参加促進
- ・環境学習等における生物多様性の理解促進
- 新「やまぐち生物多様性センター」による情報発信を通じた事業者の生物多様性に配慮した取組の促進

(2) 自然と人とのふれあいの確保

- ・きらら浜自然観察公園等による自然とふれあう場の提供
- ・ビジターセンター等での広報、展示内容の充実

(3) 新生活・消費活動における行動変容の実践

新希少野生動植物種保護支援員による自然環境の保全活動

新エシカル消費の普及啓発の推進

新県民参加型の気候変動情報の収集・分析と情報発信

- ・自然共生ネットワークの活動支援による自然保護活動の促進
- ・愛鳥モデル校等による県民の自然保護活動への参画の促進
- ・保全活動の情報発信等による県民の主体的な行動の促進

環境指標

目標1 環境指標

新「自然共生サイト」登録数 (R4 0箇所 → R12 7箇所)

目標2 環境指標

新自然公園内のビジターセンター等の利用者数 (R4 56,819人 → R12 62,500人)

新ニホンジカの捕獲頭数 (R4 9,757頭/年 → R12 13,500頭/年)

○水源の森の整備 (R4 575ha/年 → R12 610ha/年)

目標3 環境指標

新希少野生動植物種保護支援員等の保全活動への参加人数 (H19 - R4 923人 → H19-R12 1,500人)

○生物多様性の認知度 (R4 58.4% → R12 75%)

○希少野生動植物種保護支援員数 (R4 1,271人 → R12 1,700人)

○自然資源を保全・活用する活動団体数 (R4 70団体 → R12 84団体)

